

国民健康保険税制度改正のお知らせ

**国保税率が
かわります**

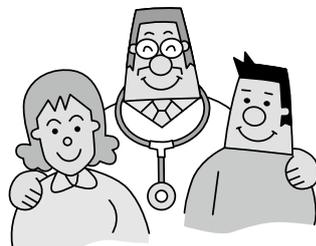
平成24年度より、国民健康保険税の税率が改定となりました。

平成19年度に税率を改定しましたが、医療費の増加等により、このままでは今後、加入されるみなさまの医療費を支払うことが困難となります。国民健康保険制度を将来にわたり維持していくために必要な改定となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**国保税額のお知らせは
7月中旬に発送**

「平成24年度国民健康保険税の納税通知書」は、7月中旬に世帯主宛に郵送いたします。

※世帯主が社会保険等にご加入の場合でも、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主名義で通知させていただきます。



■平成24年度税率等・限度額

	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.0%	25.0%	24,700円	21,200円	510,000円
後期高齢者支援金分	2.7%	7.0%	7,900円	8,600円	140,000円
介護分(※)	2.5%	7.0%	9,500円	7,200円	120,000円

(※)介護分は、40歳以上65歳未満の方のみ

退職された方は 国保税が軽減されます

平成21年3月31日以降に、倒産、解雇、雇止めなどにより退職された国民健康保険加入者については、前年の給与所得を100分の30として所得割が算定されます。

軽減を受けるには申請が必要ですので、対象者は市民課国保医療担当で手続きをしてください。

■対象者

次の①～③の全ての条件を満たす者
①平成21年3月31日以降に退職した人

②退職日現在で65歳未満の人
③雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コード、(11、12、21、22、23、31、32、33、34)に該当する人

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑

また、保険税にはその他の減免制度もあります。

「限度額適用・ 標準負担額減額認定証」 の更新

国民健康保険加入の方の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月以降も認定証が必要

な場合は、7月下旬～8月中旬に市民課国保医療担当で更新手続きをしてください。

■申請に必要なもの

- 被保険者証
- 印鑑
- 過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書(住民税非課税世帯のみ)

■お問い合わせ

国保医療担当
(内線1275)
130・137

4月から森林環境税を導入

県の約8割を占める森林は、災害、温暖化等を防止するなど、公益的機能を有しています。しかし、民有林の中には社会経済環境の変化に伴い、整備が行き届かず、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能の低下が懸念される森林もあります。

これまでの良好で快適な生活を将来にわたって維持するためには、県民の暮らしを支えるかけがいのない山梨の森

林を、健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要です。こうしたことから県では、平成24年4月から「森林環境税」を導入し、公益的機能が発揮される森づくりを進めて参ります。県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ

税の使いみちに関すること
県森林環境部森林環境総務課
055-2223-1163
税の仕組みに関すること
県総務部総務課
055-2223-11387

今月の納税

税目	納期限
市県民税 第1期	7月17日(火)
固定資産税 第2期	7月31日(火)
国民健康保険税 第1期	
後期高齢者医療保険料 第1期	

◆今月の夜間納税相談・収納窓口
7月18日(水)・27日(金) 18時～20時30分

◆今月の休日納税相談・収納窓口
7月28日(土) 10時～16時

※来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。

■お問い合わせ 徴収・管理担当 (内線163～166)